

付表 2 2別紙

地域密着型通所介護・介護予防通所サービス事業者の指定に係る記載事項（2単位目以降）

事業所	フリガナ													
	名称													
単位別情報 （ 単位目）	従業者	生活相談員	看護職員		介護職員		機能訓練指導員		栄養職員		歯科職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤（人）												
		非常勤（人）												
定員		人		食堂及び機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>						
営業日		日	月	火	水	木	金	土	祝	その他 年間の休日				
営業時間		平日	～			土曜	～			日・祝	～			
送迎を除くサービス提供時間				：		～		：		（ 時間 分）				
単位別情報 （ 単位目）	従業者	生活相談員	看護職員		介護職員		機能訓練指導員		栄養職員		歯科職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤（人）												
		非常勤（人）												
定員		人		食堂及び機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>						
営業日		日	月	火	水	木	金	土	祝	その他 年間の休日				
営業時間		平日	～			土曜	～			日・祝	～			
送迎を除くサービス提供時間				：		～		：		（ 時間 分）				
単位別情報 （ 単位目）	従業者	生活相談員	看護職員		介護職員		機能訓練指導員		栄養職員		歯科職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤（人）												
		非常勤（人）												
定員		人		食堂及び機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>						
営業日		日	月	火	水	木	金	土	祝	その他 年間の休日				
営業時間		平日	～			土曜	～			日・祝	～			
送迎を除くサービス提供時間				：		～		：		（ 時間 分）				

備考 1 本別紙は、2単位以上実施する場合に、付表 22 とあわせて使用すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別に記載した書類を添付すること。

【記載例】

付表 22 別紙

地域密着型通所介護・介護予防通所サービス事業者の指定に係る記載事項（2単位目以降）

事業所	フリガナ		マルバツカイゴサービス											
	名称		○×介護サービス											
単位別情報 (2単位目)	従業者	生活相談員	看護職員		介護職員		機能訓練指導員		栄養職員		歯科職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤(人)	1			1	2			1				
		非常勤(人)	1				2							
	定員	15人				食堂及び機能訓練室の合計面積				50 m <sup>2</sup>				
	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他	12/30~1/3			
								○		年間の休日				
	営業時間	平日	～				土曜	900		～		1800	日・祝	～
	送迎を除くサービス提供時間					13:00～17:00(4時間00分)								
	単位別情報 (単位目)	従業者	生活相談員	看護職員		介護職員		機能訓		栄養職員		歯科職員		
専従				兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
常勤(人)														
非常勤(人)														
定員														
営業日	日	月												
営業時間	平日													
送迎を除くサービス提供														
単位別情報 (単位目)	従業者	生活相談員	看護職員		介護職員		機能訓		栄養職員		歯科職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		常勤(人)												
	非常勤(人)													
	定員	人				食堂及び機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>				
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他	年間の休日				
営業時間	平日	～				土曜	～		日・祝	～				
送迎を除くサービス提供時間					: ~ : (時間分)									

2単位以上ある場合は記載してください。  
**単位とは…**  
 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。  
 イ 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合  
 ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

備考1 本別紙は、2単位以上実施する場合に、付表22とあわせて使用すること。  
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか別に記載した書類を添付すること。